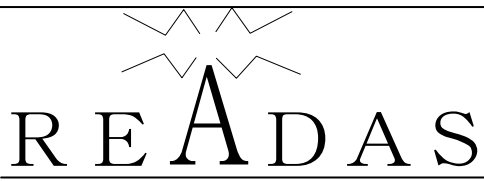


第 4520 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 7月 5日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ ゴルフ会員権の譲渡

Q：ゴルフ会員権の譲渡所得の計算に取得費用が控除できるかどうかで争っている裁判があるようですが、どんな内容になっていますか？

A：一部認め、一部を認めないとしています。

【解説】

この事件は、ゴルフ場の破綻に伴い、納税者が新たに手にしたゴルフ会員権（プレー権と株主権）を譲渡した際に、売却代金から旧会員権の取得価額を控除して申告しましたが、税務当局がこれを認めず、更正処分をしてきたことが発端になっています。

判決では、旧株式と新株式の間には同一性がないものの旧プレー権と新プレー権には同一性が認められるとして、譲渡所得から旧プレー権の取得費用の控除を認める旨の判決を下しました。

主な理由は、①ゴルフ会員権の「プレー権」と「株主権」は不可分なものとはいえないこと、②株主権は、会社更生法の適用を受けて旧株式が一旦無償償却された後に新株式が交付されていることから、新株式と旧株式とは同一性を保持していない。したがって、新株式の譲渡価額から旧株式の取得費用を控除することは認められない。③プレー権については優先的施設利用権と年会費納入義務に変更がないことから旧プレー権と新プレー権には同一性が認められる。したがって、新プレー権の譲渡価額から旧プレー権の取得費用を控除することは認められる、としています。

